

簡易評価型プロポーザル提案書評価要領

(長岡市スマートフォンを活用した観光案内「越後長岡なび(仮称)」制作業務委託)

1 目的

この要領は、簡易評価型プロポーザル方式により委託事業者を決定する場合における提案書の評価方法について、必要な事項を定めることを目的とする。

2 事業者の選考

- (1) 提案書の評価及び事業者の選考は、選考委員会を設置して行う。
- (2) 選考委員会の委員は別に定め、商工部観光課観光戦略室が庶務を行う。
- (3) 選考委員会は、提案書の提出者かつプレゼンテーション参加者の中から、最も優秀で本市の要求にあった事業者 1 社を選考する。

3 選考方法

- (1) 提案書の記述が要件を満たしていない者は失格とする。
- (2) 提案書のヒアリングは、各事業者 2 人以内、準備・片付け各 5 分間、30 分間の持ち時間で提案書に基づいたプレゼンテーションを行い、質疑応答を 10 分間行う。
- (3) 提案書の記述項目及びプレゼンテーションの内容に関して、選考評価基準を基に各委員が採点する。
- (4) 各委員の評価点数に加え、機能面及び技術面等における重大な問題の有無等を総合的に判断し、評価の最も高い事業者を最優秀者として決定する。

4 選考評価基準

項目	評価内容	配点
基本事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本業務の目的を理解しているか ・ 観光を取り巻く状況を理解し、観光分野におけるスマートフォンの活用について優れた考え方を示しているか ・ 長岡の持つ特性と課題を踏まえた具体的な提案となっているか 	40 点
提案者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 提案者の業務内容、規模、信頼性など ・ 提出された類似業務の実績のうち、特に優れた実績を有するものがあるか ・ 業務の実施に必要な体制が確立されているか 	15 点
提案内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ アプリケーションの各種画面は見やすく、また操作は容易で快適に行えるか ・ アプリケーションに搭載するコンテンツは、観光客の利便性の向上に資するものとなっているか ・ 機能拡充に対する柔軟性、汎用性が考慮されているか ・ コンテンツの維持管理・更新が容易に行える仕組みとなっているか ・ アプリケーションの周知のための広報・宣伝について、具体的な提案が示されているか 	65 点
	総合評価（得点の合計）	120 点